

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年2月2日（令和5年（行個）諮問第30号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（行個）答申第20号）

事件名：本人の情報を「被指導区分者等の状況」に登載することとした理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月13日付け特定記号207により特定国税局長（以下「特定国税局長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「指導区分者等の状況」は、疾患区分が「特定記号」である場合など、一定の要件を満たしたときに登載されることになっています。私は、特定国税局長から疾患区分が「特定記号」である旨の是正措置通知を受け取っておりません。

私自身が特定国税局長から疾患の是正措置通知を受け取っていないにもかかわらず、私を「被指導区分者の状況」に登載するためには、是正措置通知に代わる理由（根拠となる文書）が必要であると考えため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法76条1項に基づく開示請求に関し、処分庁が行った原処分について、原処分を取消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、作成しておらず、保有して

いないとして、不開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、特定国税局長から是正措置通知を受け取っていないにもかかわらず、審査請求人を「被指導区分者等の状況」に登載するためには、是正措置通知に代わる理由（根拠となる文書）が必要であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

3 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無につき、処分庁に確認したところ、処分庁は以下のとおり説明する。

(1) 本件対象保有個人情報の作成について

ア 「被指導区分者等の状況」は、特定国税局において、指導区分が付与されるなどして健康管理医との面接が必要になった職員について、診療所の事務担当者（以下「事務担当者」という。）が指導区分の状況や面接日程などの事務管理を行うために作成しているものであり、規定等によりその作成要件が定められているものではない。

イ 審査請求人は健康管理医と特定日3に1回目の面接を行った後、特定日4に2回目の面接を電話で行ったが、そこで3回目の電話面接を特定日5に行うことに決定した。

このため、審査請求人が継続的に健康管理医と面接を行っていくものと考えられたことから、事務担当者が、面接日程の管理をするため、特定日1から審査請求人の情報を「被指導区分等の状況」に登載することになった。

したがって、事務担当者が自らの事務管理上必要であるとして審査請求人の情報を「被指導区分者等の状況」に登載したものであり、その作成の要件に係る規定も存在しないため、本件対象保有個人情報は作成されていなかった。

(2) 本件対象保有個人情報の探索について

当該審査請求を受け、改めて、電子メール及び共有フォルダ等の電子データ並びに特定国税局厚生課及び診療所の事務室について探索を行ったが、本件対象保有個人情報が記載された文書は確認されなかった。

以上を踏まえ検討すると、処分庁の上記（1）の説明を覆すに足る事情はない上、上記（2）の探索の範囲等も不十分とはいえないから、特定国税局において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とした決定については、特定国税局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和5年2月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月18日 | 審議 |
| ④ | 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた「被指導者区分等の状況」を確認したところ、当該文書には、前回診断日、次回診断日及びその際の面接方法等が記載されており、上記第3の3(1)アで諮問庁が説明するとおり、面接日程などの事務管理を行うために作成するものであることが認められる。

また、特定日1に作成された「被指導者区分等の状況」を確認したところ、審査請求人について、特定日5が次回診断日であると記載されていることが認められる。

(2) 当審査会において、原処分とは別の処分が開示された別紙の2に掲げる文書（以下「診療録」という。）に記載された保有個人情報を確認したところ、上記第3の3(1)イで諮問庁が説明するとおり、審査請求人と健康管理医は、特定日4に2回目の面接を電話で行い、3回目の電話面接を特定日5に行うことを約した旨の記載が認められる。

(3) 上記(2)の記載内容及び上記第3の3(1)イの諮問庁の説明からすると、診療録には審査請求人が健康管理医と面接した日やその内容が記載されており、この面接内容等を踏まえて審査請求人に係る「被指導者区分者等の状況」が作成されていることからすると、診療録は本件対象保有個人情報に該当するものと認められ、処分庁は、本件対象保有個人情報として、診療録に記載された保有個人情報を特定すべきであったと認められる。

(4) したがって、特定国税局は、本件対象保有個人情報として、診療録に記載された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定国税局において、診療録に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件対象保有個人情報

「被指導区分者等の状況」に関して、
私の情報が特定日1から登載することになった理由（根拠）がわかるもの

2 審査請求人に係る診療録